平成２９年（フ）第９６号
茨城県土浦市荒川沖東１丁目２番30号　セントラル渡辺101号
債務者　益子　文徳
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
千葉県茂原市谷本978番地
債務者　市原　徳彦
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
千葉県茂原市茂原650番地１
債務者　高橋　一美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
千葉県夷隅郡御宿町須賀497番地18
債務者　眞田　友理
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
静岡県富士宮市黒田253番地の１　レオパレスビューフジ104
債務者　久保川佳洋
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１２２号
大津市真野１丁目26番34号
債務者　諏訪　良彰
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２３号
滋賀県湖南市下田3782番地17
債務者　西岡　政江
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２８号
大津市南志賀１丁目５番28号　Ｔ・山極ハイツ201
債務者　松原美惠子こと　林　美惠子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３５号
滋賀県栗東市荒張862番地３、申立時の住所大津市大平２丁目33番１―504号、（前住所）京都市南区上鳥羽苗代町１番地２メゾンブランシュ203号室
債務者　山下　優
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３６号
大津市大萱４丁目７番10号アルシオネセタ105号
債務者　鎌田　彰吾
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５５号
滋賀県甲賀市信楽町長野1497番地40
債務者　萩原　昭彦
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６２号
大津市大石曽束２丁目３番11号
債務者　小林　直人
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６５号
滋賀県湖南市下田4172番地４（102号）
債務者　檜垣　雄人
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６９号
滋賀県守山市梅田町14番20―503号
債務者　吉田　尚達
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９３号
徳島県吉野川市鴨島町上下島57番地１　プレジール藍103
債務者　篠原　博
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４６号
大分市生石１丁目１番５号（第２大城ビル402）
債務者　牧野　洋子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０号
宮崎県都城市大王町７街区３号
債務者　下原　宗子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部